

総社市告示第86号

総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱（平成26年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成27年6月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(積立処理) 第11条 略</p> <p>(積立承認) 第12条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、積立の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金積立承認（不承認）通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(繰越処理) 第13条 略</p> <p>(繰越承認) 第14条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、繰越の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金繰越承認（不承認）通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(積立処理) 第11条 略</p> <p><u>2 協議会が積み立てることができる金額は、当該年度に交付された交付金の25パーセント以内の額とする。</u></p> <p>(積立承認) 第12条 市長は、前条<u>第1項</u>の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、積立の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金積立承認（不承認）通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(繰越処理) 第13条 略</p> <p><u>2 協議会が翌年度に繰り越すことができる金額は、当該年度に交付された交付金の25パーセント以内の額とする。</u></p> <p>(繰越承認) 第14条 市長は、前条<u>第1項</u>の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、繰越の可否を決定し、総社市地域づくり自由枠交付金繰越承認（不承認）通知書により申請を行った協議会に通知するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。